

加盟個人信用情報機関について

本規定に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

※当行が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

○名 称：株式会社シー・アイ・シー（CIC）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

主な加盟会員：割賦販売等のクレジット事業を営む企業

※割賦販売法に基づく指定信用情報機関

○名 称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

主な加盟会員：金融機関とその関係会社等

○名 称：株式会社日本信用情報機構（JICC）

所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5 号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

主な加盟会員：クレジット事業、リース事業、保証事業、貸金業等の与信事業を営む企業

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

【登録される情報とその期間】

| 登録情報 | 登録の期間 | | |
|---|--|---|---|
| | 全国銀行個人 情報センター | CIC | JICC |
| ①氏名、生年月日、性別、住所※1、 電話番号、勤務先、運転免許証 等の記号番号等の本人情報※2 | 左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間 | | |
| ②本契約に係る申込みをした事実 | 当行が利用した日より 1年を超えない期間 | 当行が利用した日より 6ヵ月間 | 当行が照会した日より 6ヵ月以内 |
| ③本規定に係る客観的な取引事実 ※3 | 契約期間中及び契約終 了後（完済していない場 合は完済後）5年を超え ない期間 | 契約期間中及び契約終 了後（完済していない場 合は完済後）5年以内 | 契約継続中及び契約終 了後（完済していない場 合は完済後）5年以内 |
| ④債務の支払いを延滞した事実 | 契約期間中及び契約終 了後（完済していない場 合は完済後）5年を超え ない期間 | 契約期間中及び契約終 了後（完済していない場 合は完済後）5年以内 | 契約継続中及び契約終 了後 5年以内 |

| | | | |
|------------------------------------|--|-----------|-----------|
| ⑤債権譲渡の事実に係る情報※4 | — | — | 譲渡日から1年以内 |
| ⑥不渡情報 | 第1回目不渡は不渡発 生日から6ヶ月を超え ない期間、取引停止処分 は取引停止処分日から 5年を超えない期間 | — | — |
| ⑦苦情調査中である | 当該調査中の期間 | | |
| ⑧本人確認資料紛失・カード盗難、 与信自粛申出等の本人申告情報 | 本人から申告があった 日から5年を超えない 期間 | 登録日より5年以内 | 登録日より5年以内 |

※1 全国銀行個人信用情報センターの登録情報は、①の住所に本人への郵便不着の有無等を含みます。

※2 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※3 上記「本規定に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

※4 上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約解消日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消から1年以内）

【加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係】

| 加盟個人信用情報機関 | 提携個人信用情報機関 | 登録情報 |
|--------------|-------------------|------|
| CIC | 全国銀行個人情報センター、JICC | * |
| 全国銀行個人情報センター | CIC、JICC | * |
| JICC | 全国銀行個人情報センター、CIC | * |

* 提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

* 本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。